

資 料 編

〔防災関係組織等〕

○防災関係機関一覧

1 県

機 関 名	所 在 地	電話番号	県防災行政無線 (地上系)	県防災行政無線 (衛星系)
県総務部消防防災課	甲府市丸の内一丁目6-1	(055) 223-1432	19-99-2513	19-200-2513
富士・東部地域県民センター	都留市田原三丁目3-3	(0554) 45-7800	19-98-2020	19-420-2020
富士・東部保健福祉事務所 (富士・東部保健所)	富士吉田市上吉田一丁目2-5	(0555) 24-9032		19-430-3070
富士・東部林務環境事務所	都留市田原町三丁目3-3	(0554) 45-7810	19-98-6009	19-420-6009
富士・東部農務事務所	都留市田原町三丁目3-3	(0554) 45-7830	19-98-5041	19-420-5041
富士・東部建設事務所吉田支所	富士吉田市上吉田一丁目2-5	(0555) 24-9050		19-430-7006
桂川流域下水道事務所	大月市梁川町塩瀬800	(0544) 26-3241		

2 指定行政機関、指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	県防災行政無線 (地上系)	県防災行政無線 (衛星系)
総務省消防庁	東京都千代田区霞が関2-1-2	(03) 5253-7777		100-5222
関東財務局甲府財務事務所	甲府市北口一丁目4-10	(055) 253-2261		
関東農政局山梨農政事務所	甲府市丸の内三丁目5-9	(055) 226-6611	200-535	
関東森林管理局山梨森林管理事務所	甲府市宮前7-7	(055) 253-1336		
関東運輸局山梨運輸支局	笛吹市石和町唐柏1000-9	(055) 261-0880		
甲府地方気象台	甲府市飯田四丁目7-29	(055) 222-2347		250-21
関東総合通信局	東京都千代田区大手町2-3-2	(03) 3243-8604		
山梨労働局都留労働基準監督署	都留市四日市場23-2	(0554) 43-2195		
富士吉田公共職業安定所	富士吉田市竜ヶ丘2-4-3	(0555) 23-8609		
関東地方整備局甲府河川国道事務所	甲府市緑が丘1丁目10の1	(055) 252-5491、2		
〃 富士吉田国道出張所	富士吉田市上吉田3丁目2の18	(0555) 22-4188		

3 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	県防災行政無線 (地上系)	県防災行政無線 (衛星系)
N T T 東日本(株)山梨支店	甲府市朝気 3—21—15	(055) 237—0569		200—6836
日本赤十字社山梨県支部	甲府市池田一丁目 6—1	(055) 251—6711		215
日本放送協会甲府放送局	甲府市飯田 3—10—20	(055) 222—1313		
中日本高速道路株式会社 (八王子支社)	東京都八王子市宇津木町231	(042) 691—1171		
日本通運(株)山梨支店	甲府市丸の内 2—26—1	(055) 224—4101		
東京電力(株)甲府支社	甲府市住吉 5—15—1	勤務時間内 (055) 270—4211 勤務時間外 (055) 241—7822		
山中湖郵便局	山中湖村山中446—3	(0555) 62—0074		
旭日丘郵便局	山中湖村平野506—296	(0555) 62—1901		
平野簡易郵便局	山中湖村平野76	(0555) 65—8337		

4 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	県防災行政無線 (地上系)	県防災行政無線 (衛星系)
(社)山梨県トラック協会	笛吹市石和町唐柏1000—7	(055) 262—5561		
(社)山梨県医師会	甲府市丸の内 2—23—11	(055) 226—1611		
富士吉田医師会	富士吉田市緑ヶ丘 2丁目 7—21 (富士北麓総合医療センター内)	(0555) 24—3747		
(社)山梨県エルピーガス協会	甲府市宝一丁目22—11	(055) 228—4171		

5 警察

機 関 名	所 在 地	電話番号	県防災行政無線 (地上系)	県防災行政無線 (衛星系)
富士吉田警察署	富士吉田市上吉田 5—10—13	(0555) 22—0110		
〃 山中湖警察官派出所	山中湖村山中237—1	(0555) 62—2431		

6 消防

機 関 名	所 在 地	電話番号	県防災行政無線 (地上系)	県防災行政無線 (衛星系)
富士五湖広域行政事務組合	富士吉田市下吉田1896	(0555) 22—0119		433

富士五湖消防本部 富士五湖消防本部富士吉田 消防署東部出張所	山中湖村山中1212—24	(0555) 62—0119		
--------------------------------------	---------------	----------------	--	--

7 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号	県防災行政無線 (地上系)	県防災行政無線 (衛星系)
陸上自衛隊第1特科隊	忍野村忍草3093	(0555) 84—3135		435

8 公共の団体

機 関 名	所 在 地	電話番号	県防災行政無線 (地上系)	県防災行政無線 (衛星系)
南都留中部商工会	山中湖村山中865	(0555) 62—0940		
富士北麓森林組合	富士河口湖町船津6663番地1	(0555) 72—2300		
(財)山梨県下水道公社富士 北麓浄化センター	富士吉田市下吉田4166	(0555) 22—2259		
山中湖村社会福祉協議会	山中湖村平野1450	(0555) 28—1014		
山中湖観光協会	山中湖村平野506—296	(0555) 62—3100		
山中湖漁業協同組合	山中湖村平野506—296	(0555) 62—2275		

〔防災施設・設備等〕

○医療機関一覧

1 基幹災害拠点病院

名 称	所在地	電話番号	F A X 番号	一般病床数
山梨県立中央病院	甲府市富士見1-1-1	(055) 253-7111	(055) 253-8011	669

2 基幹災害支援病院

名 称	所在地	電話番号	F A X 番号	一般病床数
山梨大学医学部附属病院	中央市下河東1110	(055) 273-1111	(055) 273-7108	560
山梨赤十字病院	富士河口湖町船津6663-1	(0555) 72-2222	(0555) 72-1385	214

3 地域災害拠点病院（富士北麓地区）

名 称	所在地	電話番号	F A X 番号	一般病床数
国民健康保険富士吉田市立病院	富士吉田市上吉田6530	(0555) 22-4111	(0555) 22-6995	250

4 地域災害支援病院（富士北麓地区）

名 称	所在地	電話番号	F A X 番号	一般病床数
山梨赤十字病院	富士河口湖町船津6663-1	(0555) 72-2222	(0555) 72-1385	214

5 村内医療機関一覧

病 院 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号	診 療 科
山中湖村平野診療所	山中湖村平野141-1	0555-65-8229	0555-65-6260	内科 外科 整形外科
山中湖村診療所	山中湖村山中12	0555-62-2436		内科
山中湖村診療所	山中湖村山中12	0555-62-1740		歯科
山中湖歯科診療所	山中湖村平野474-5	0555-65-8148		歯科

○東海地震事前避難対象地区等一覧

地 区 名	人口	世帯数	指定避難場所	避難ルート
仲 の 儘 川	39	13	長池公民館	村道・県道
堀 の 奥 沢	90	30	〃	〃
小 海 原 沢	90	30	〃	〃
割 下 窪 沢	45	15	〃	〃
大 堀 川	300	100	平野保育所	〃
一 の 砂 川	150	50	〃	〃
長 池	109	40	〃	〃
大 久 保	90	30	山中湖村公民館	〃

○指定避難場所一覧

避難場所名	住 所	電話番号	F A X 番号	施設管理者	避難施設の面積	
					屋内(㎡)	屋外(㎡)
山中湖温泉紅富士の湯	山中湖村 山中865—776	(0555) 20—2700	(0555) 20—2701	村長	1,020	2,000
山中保育所	山中湖村 山中865—292	(0555) 62—0179	(0555) 62—2100	村長	2,068	1,470
山中小学校	山中湖村 山中705	(0555) 62—0079	(0555) 62—0135	学校長	2,807	12,498
山中湖村住民児童体育館				教育長	1,155	
山中湖村公民館	山中湖村 山中448	(0555) 62—4386	(0555) 62—3125	教育長	1,587	3,745
山中湖中学校	山中湖村 山中341—40	(0555) 62—0103	(0555) 62—0395	学校長	3,247	19,950
山中湖村民体育館		(0555) 62—3731		教育長	2,951	
山中湖情報創造館	山中湖村 平野506—296	(0555) 20—2727	(0555) 62—4000	教育長	248	864
中央公民館	山中湖村 平野506—296	(0555) 62—1118	(0555) 62—3914	教育長	522	2,645
山中湖交流プラザきらら	山中湖村 平野479—2	(0555) 20—3111	(0555) 20—3112	村長	450	53,500
山中湖村コミュニティセンター	山中湖村 平野283	(0555) 65—7750	(0555) 65—6788	教育長	707	3,038
山中湖平野温泉石割の湯	山中湖村 平野1450	(0555) 20—3355	(0555) 20—3356	村長	284	875
平野保育所	山中湖村 平野1876	(0555) 65—8542	(0555) 65—6141	村長	636	1,270
東小学校	山中湖村 平野2435—1	(0555) 65—8152	(0555) 65—8904	学校長	2,605	16,907
長池コミュニティセンター	山中湖村 平野3306	(0555) 62—3448		教育長	269	786

○応急給水用施設・資機材等保有状況

種 別	能力	保有数	所管
緊急遮断弁付配水池	1,174.0m ³	2基	水道課
	1,190.0m ³	1基	〃
	2,700.0m ³	2基	〃
ろ過機	—	8台	総務課

○備蓄の状況

品 目	耐震性貯水槽 (トン)	給水車 (台×トン)	毛布 (枚)	タオル (枚)	歯磨き (セット)	石けん (個)	ごみ袋 (枚)	ティッシュペーパー (個)	生理用品 (セット)	ブルーシート (枚)	常備薬 (セット)	発電機 (台)	投光機 (台)	ろ水機 (台)
保有数	1	1×3	40	30	30	30	30	30	30	380	200	6	7	5

○自主防災会保有資器材一覧

平成17年4月1日現在

備蓄場所 資器材名	倉 庫	役 場	山 中	平 野	長 池	旭 日 丘	山 中 湖	山 中	東 小	山 中	平 野
	防 災 備 蓄	詰 所	詰 所	詰 所	詰 所	詰 所	中 学 校	小 学 校	学 校	保 育 所	保 育 所
チェンソー	1台	1台	1台	1台	1台	1台					
ブルーシート (5.4m×7.2m)	180枚										
ブルーシート (1.8m×1.8m)	200枚										
トラロープ (100m×9mm)	5巻										
ポンドハンマー (3.5kg)	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁
掛矢 (120mm)	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁
トビくち	3丁	3丁	3丁	3丁	3丁	3丁	3丁	3丁	3丁	3丁	3丁
ノコギリ	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁
スコップ	5丁	5丁	5丁	5丁	5丁	5丁	5丁	5丁	5丁	5丁	5丁
金テコ	2丁	2丁	2丁	2丁	2丁	2丁	2丁	2丁	2丁	2丁	2丁
油圧ジャッキ (5t)	1台	1台	1台	1台	1台						
つるはし	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁
ボルトクリップ及びカッター (6mm)	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁
おの	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁
エンジンカッター		1台									
大型発電機 (1,700VA、照明付)	4台										
中型発電機 (2,000VA)	1台										
小型発電機	1台										
毛布	40枚										
防災釜	8個										
粉塵用マスク	2,000個										
拡声器	1個										
給水タンク (3t)	3台										
給水タンク (0.5t)	1台										
投光器 (300W、三脚付)	2台										
投光器 (500W)	5台										
懐中電灯	7個										
懐中電灯 (防水、単一3個使用)	200個										
消火栓バルブ開閉金具	9個										

非常持出袋	200枚									
短ロープ（5 m40）	200巻									
飲料水運搬バケツ（ビニール製）	200枚									
アルミ箱ナベ	200枚									
クイックコンロ（固定燃料付）	200個									
レジャーセット（※1）	200個									
救急セット（※2）	200個									
災害用日用品セット（※3）	30個									

※1 スプーン、フォーク、ナイフ、缶切、コップ、皿

※2 三角巾、ガーゼ、油紙、包帯、脱脂綿、はさみ、とげ抜き兼用ピンセット、紙絆、絆創膏、巻軸包帯

※3 タオル、コップ、ポケットティッシュ、洗剤、物干しロープ、洗濯バサミ、裁縫セット、救急絆創膏、巻軸包帯、ガーゼ、生理用品、鏡、櫛、歯ブラシ、石鹸、毛抜き、サバイバルツール、スプーン、フォークセット、ゴム手袋、軍手、ゴミ袋、ボールペン、メモ用紙、天チャックポーチ

〔消防・水防関係〕

○消防力の現況及び整備計画

1 消防力の現況

平成18年4月1日現在

	消防ポンプ車数	手引・小型動力ポンプ数	動力消防ポンプ数	消防団員数 (①+②)
基準数	7	8	22	158 (①67+②91)
現 有 数	7	8		113
過 不 足 数	±0	±0		-45 (71.5%)

(注)① 動力消防ポンプの種類ごとに必要な消防隊の隊員数

② 大規模な災害時等における住民の避難誘導に必要な隊員数

2 消防施設等年次別整備計画

		年 次 別 整 備 計 画 数																				
		平成18年度			平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			5年間合計					
		整 備 数	減 少 数	合 計 数	整 備 数	減 少 数	合 計 数	整 備 数	減 少 数	合 計 数	整 備 数	減 少 数	合 計 数	整 備 数	減 少 数	合 計 数	整 備 数	減 少 数	合 計 数			
消防団	消防ポンプ自動車				1	1	0	1	1	0										2	2	0
	小型動力ポンプ																					
	手引動力ポンプ																					
	合 計				1	1	0	1	1	0										2	2	0

○消防水利の現況及び整備計画

	基準数	現有数	不足数	比 率	年 次 別 整 備 計 画 数					
					平成18 年 度	平成19 年 度	平成20 年 度	平成21 年 度	平成22 年 度	5年間 合 計
消 火 栓		86			5	5	5	5	5	25
防 火 水 槽		65			1	1	1	1	1	5
その他の水利		1								
合 計	346	152	194	44	6	6	6	6	6	30

○L P ガス取扱（販売）施設一覧

名 称	所 在 地	電話番号
岩谷商事	山中湖村平野129	(0555) 65—8084
片山住設	山中湖村山中990—4	(0555) 62—0112
高村L P ガス店	山中湖村山中328	(0555) 62—1600
東京ガスエネルギー株式会社山中サービスセンター	山中湖村平野3128—103	(0555) 62—4930
株式会社ミツウロコ山中店	山中湖村山中993—2	(0555) 62—0439
吉田ガス山中湖営業所	山中湖村平野48	(0555) 65—8257

○簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域等

平成17年4月現在

事業者名	供給地点群名	地点数	所在地
山梨ミツウロコガス(株)	ヴィラ芙蓉台	92	山中湖村平野字水の元2918—2
	第2ヴィラ芙蓉台	160	山中湖村平野字水の元2918—14
	ロイヤル山中湖ガーデン	78	山中湖村平野字柳原567
	山中湖レイクサイド	106	山中湖村平野字大地3884—6
	ロイヤルリゾート山中湖	142	山中湖村平野字柳原570
関東グロリアガス(株)	ビラフォーレ山中湖	93	山中湖村平野520—8
ガステックサービス(株)	エーブル山中湖	132	山中湖村平野字中之儘3784
	テルゾ山中湖	78	山中湖村平野字宮の脇1825—4
(株)サイサン	ファミリーヴィラ山中湖式番館	112	山中湖村山中字東姥ノ懐505—6
東京ガスエネルギー(株)	ダイアパレス山中湖	108	山中湖村平野字和田3128
	アドラーホルスト山中湖	84	山中湖村平野字柳原545—8
	のんびれっじ山中湖	185	山中湖村山中字東姥ノ懐505—7
(株)ミツウロコ	シェスタ山中湖	156	山中湖村平野字柳原519—9
計 6事業者	13地点群	1,526	

○危険物施設の現状

平成18年4月1日現在

製造所	貯蔵所								取扱所					合計
	屋内貯蔵所	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所	小計	
	2	11	12	124		18		167	10			9	19	186

○重要水防区域一覧

◎ 県管理区域

建設事務所名	河川名	位置			左右岸別	延長(m)	重要度		注意を要する理由	水防倉庫
		市町村	大字	字			階級	種別		
富士・東部	一の砂川	山中湖村	平野	坂地関口	左	400	a	堤防高	堤防断面不足	富士・東部建設事務所水防倉庫
〃	〃	〃	〃	〃	右	400	a	〃	〃	〃
〃	大堀川	〃	〃	柳原・茨島	左右	430 430	a a	水衝箇所	〃	〃
〃	相模川 (桂川)	〃	山中	地内	左右	250 250	b b	堤防高	堤防高不定	〃

(注) 重要水防区域の重要度の評定基準

種別	基準	
	最も重要な区間(a)	次に重要な区間(b)
堤防高	堤防が低く又は無堤で河岸が低く、洪水により越水が度々予想される場合。	堤防が低く又は無堤で河岸が低く、洪水により越水が予想される場合。
水衝箇所	洪水時水衝部において護岸等が度々破損されるもの、あるいは破堤寸前程度までの欠壊等の実績があるもの、天然河岸で侵食甚しく危険なもの。	洪水時水衝部において護岸があるが目詰り石積とか護岸が古くなって効用が著しく減じている等完全といえないものの天然河岸で侵食されているもの。

○土石流危険溪流一覧

平成17年9月1日現在

幹川名	溪流名	市町村	字	人家戸数	公共施設数	公共建物
山中湖	大池沢	山中湖村	平野	9	0	
〃	中の儘川	〃	長池	2	1	
〃	長池沢	〃	〃	12	1	
〃	堀の奥沢の3	〃	平野	39	3	集会所
〃	堀の奥沢の1	〃	長池	46	3	集会所
〃	堀の奥沢の2	〃	〃	42	3	集会所
〃	小海原沢	〃	〃	18	4	集会所
〃	割下窪沢の2	〃	〃	11	1	
〃	割下窪沢	〃	〃	11	3	
〃	池畑沢	〃	平野	5	0	
〃	赤芝沢	〃	赤芝	6	5	
〃	中の砂川	〃	〃	14	4	
〃	中の砂川の2	〃	新井	4	2	
〃	一の砂川	〃	〃	4	3	
〃	一の砂川の2	〃	平野	4	2	電話交換施設
〃	霜窪沢	〃	〃	5	1	

〃	霜窪沢の2	〃	平野	0	1	宿泊施設
〃	大堀川	〃	吉政	4	1	
〃	大堀川	〃	〃	14	1	
〃	階形沢の2	〃	平野	10	1	
〃	階形沢の3	〃	〃	22	0	
〃	階形沢	〃	〃	8	0	
〃	吉政沢	〃	〃	0	3	体育館
〃	柳原沢	〃	〃	19	2	
〃	下柳原沢	〃	〃	18	2	
〃	関沢	〃	切詰	23	0	
〃	切詰上沢	〃	平野	7	1	診療所
〃	切詰沢	〃	切詰	1	1	宿泊施設
〃	三目沢	〃	向切詰	61	5	
〃	向沢	〃	〃	61	4	
〃	向沢の1	〃	〃	135	10	
〃	向切詰沢	〃	平野	51	2	
〃	平野沢	〃	〃	1	2	宿泊施設
〃	大洞上沢	〃	〃	43	1	
〃	大洞沢	〃	朝日ヶ丘	42	4	
〃	旭沢	〃	〃	40	4	
〃	朝沢	〃	〃	40	8	公民館
〃	茶屋段沢	〃	平野	5	3	
〃	下り山沢	〃	下り山	42	6	中学校
〃	下り山沢の2	〃	〃	90	7	中学校
〃	一の橋川	〃	諏訪堀	193	17	公民館
	計	41		1,162	122	

○観測施設一覧

1 県所管

観測種目	観測所名	観測場所	建設事務所
雨量、水位	山中湖	山中湖村山中地先	富士・東部建設事務所吉田支所

2 甲府地方气象台所管

観測種目	観測所名	観測場所
降水量、気温、風、日照時間	山中	山中湖村梨ヶ原1212—16 (緯度：35° 26. 2′、経度：138° 50. 2′、標高：992m)

〔災害危険箇所〕

○急傾斜地崩壊危険箇所一覧

平成17年4月1日現在

箇所名	市町村	大字	字	危険人家戸数
大久保	山中湖村	山中	大久保	8
大久保の2	山中湖村	山中	大久保	6
座臈	山中湖村	平野	座臈	2
長池	山中湖村	平野	長池	17
池の畑	山中湖村	平野	池の畑	1
赤芝	山中湖村	平野	赤芝	3
古屋	山中湖村	平野	古屋	1
向切詰	山中湖村	平野	向切詰	6
計	8			44

○山地災害危険地一覧

1 崩壊土砂流出危険地区一覧

平成17年3月31日現在

番号	位置 (大字、字)	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	面積(ha)	治山事業 進捗状況	公共施設等					
								人家 50戸 以上	人家 49～ 10戸	人家 9～ 5戸	人家 4戸 以下	公共施設 道路を除く	道路
1	平野、一の砂	有	無	無	有	4.56	一部概成		13				県道
2	平野、中の砂	有	無	無	無	4.56	一部概成			6			県道
3	平野、小日向	有	無	無	有	2.25	一部概成			5			県道
4	平野、桑の木	有	無	無	有	2.73	一部概成				4		県道
5	平野、皆形	有	無	無	有	2.16	一部概成						県道
6	平野、皆形	有	無	無	有	0.18	未成						県道
7	旭ヶ丘、向切詰	有	無	無	無	10.80	一部概成		20				国道
8	旭ヶ丘、向切詰	有	無	無	無	1.68	一部概成		15				県道
9	旭ヶ丘、向切詰	有	無	無	無	2.16	一部概成						国道
10	平野、吉政	無	無	無	有	1.35	未成		13				県道

2 山腹崩壊危険地区一覧

位 置 (大字、字)	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	面積(ha)		治山事業 進捗状況	公 共 施 設 等					
				調査地区	危険地区 85点以上 メッシュ		人家 50戸 以上	人家 49～ 10戸	人家 9～ 5戸	人家 4戸 以下	公共施設 道路を除く	道 路
平野、吉政	無	無	有	16	16	無						県道

○異常気象時における道路等通行規制基準

◎ 一般国道

路 線 名	管理事務所名	規 制 区 間		規 制 条 件 (通 行 止)	気象等観測所	危険内容
		区 間	延長 (km)			
国道413号線	峡東建設事務所	南都留郡山中湖村平野(寺之沢橋)～ " 道志村長又(管指橋)	9.0	連続雨量130mm以上 時間雨量 25mm以上	山 中 湖 大 山 橋	土砂崩落、 落石

〔輸送関係〕

○ヘリコプター主要発着場一覧

平成18年10月5日現在

施設名	所在地	施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ (幅×長さ) (m)	消防署から の所要時間 (分)
			大型	中型	小型		
山中小学校校庭	山中湖村山中705	村 長	○			100×76	13
東小学校校庭	山中湖村平野2435-1	〃	○			75×66	15
山中湖中学校校庭	山中湖村山中341-40	〃	○			120×100	14
山中湖交流プラザ 「きらら」	山中湖村平野479-2	〃	○			90×80	15

○自衛隊宿泊施設一覧

名 称	所 在 地	宿泊可能人員
山中湖中学校屋内場	山中湖村山中341	231
山中小学校屋内場	山中湖村山中705	230
東小学校屋内場	山中湖村平野2435	230

〔 条 例 等 〕

○山中湖村防災会議条例

（昭和38年3月15日）
（ 条 例 第 6 号 ）

最近改正 平成18年12月14日条例第23号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、山中湖村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 山中湖村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 山中湖村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、村長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (2) 山梨県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - (3) 山梨県警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (8) その他村長が必要と認め任命する者
- 6 前項の委員の定数は、30人以内とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山梨県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年3月15日から施行する。

附 則（平成12年条例第8号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

○山中湖村防災会議委員一覧

No.	役 職 名
1	山中湖村長（会長）
2	富士五湖消防本部消防長
3	山中湖村議会議長
4	山中湖村副村長（職務代理）
5	山中湖村教育長
6	山中湖村消防団長
7	山中区長
8	平野区長
9	長池区長
10	旭日丘区長
11	山中湖駐在所
12	安協山中湖支部長
13	山中湖村婦人会長
14	山中湖中学校長
15	山中小学校長
16	東小学校長
17	山中保育所長
18	平野保育所長
19	総務住民統括参事課長
20	経済企画統括参事課長
21	総務課長
22	山中湖村社会福祉協議会長
23	富士・東部県民センター所長
24	国道交通省富士吉田出張所長

○山中湖村災害対策本部条例

(昭和38年3月15日)
(条例第7号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき、山中湖村災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年3月15日から施行する。

○山中湖村地震災害警戒本部条例

(昭和54年9月27日)
(条例第8号)

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定により、山中湖村地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

- 2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。
- 3 副本部長は、本部員のうちから村長が任命する。
- 4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 山梨県警察の警察官のうちから村長が委嘱する者
 - (2) 山中湖村消防団長
 - (3) 山中湖村教育委員会教育長
 - (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 村の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから村長が任命する者
 - (6) 富士五湖消防組合の消防長又は当該組合の消防吏員その他の職員のうちから村長が委嘱する者
- 6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。
- 7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、村の職員のうちから、村長が指名する。
- 8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。
- 3 部と部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○山中湖村地震災害警戒本部活動要領

(昭和54年11月14日)
(訓令第5号)

(趣旨)

第1条 この要領は、山中湖村地震災害警戒本部条例（昭和54年条例第8号）の規定により山中湖村地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の活動等に関する事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 副本部長は、副村長をもつてあてる。副村長が欠けたときは、主管課長とする。

(本部員)

第3条 山中湖村地震災害警戒本部条例（以下「警戒本部条例」という。）第2条第5項第1号に定める機関は、富士吉田警察署長又はその指名する職員のうちから村長が委嘱する者

2 警戒本部条例第2条第5項第4号に定める職員は、山中湖村の課長とする。

3 警戒本部条例第2条第5項第5号に定める機関の長、役員又はその指名する職員のうちから村長が任命する者

(部設置)

第4条 警戒本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置きその名称及び部長は、警戒本部員を構成する各団体及び機関の事務分掌に定める者をもつてあてる。

2 部長会議は部長をもつて構成し本部長が招集する。

(配備)

第5条 警戒本部の配備については、別表配備基準のとおりとする。

(情報連絡)

第6条 警戒本部に関係する職員は、勤務時間外又は休日等においても警戒宣言の発令等地震情報を常に知り得るよう努めるものとする。

2 警戒本部との連絡体制は、警戒本部構成機関の指名する連絡員を設け所定の場所に常駐させるとともに所属機関との連絡にあたらせるものとする。

(避難状況等の報告)

第7条 大規模地震対策特別措置法第28条に定める避難状況等の報告については、山中湖村地域防災計画の被害状況報告計画に定めるところにより報告するものとする。

(事務局)

第8条 警戒本部の事務を処理するため警戒本部に事務局を設置する。

(1) 事務局に局長、次長及び局員を置く。

(2) 局長は、主管課長をもつてあてる。

(3) 次長は、主管係長をもつてあてる。

(4) 局員は、本部長が指名する。

(その他)

第9条 警戒本部長及びその他の職員は、地震防災応急活動に従事する場合は山中湖村地域防災計画に定める腕章等を着用する。自動車を利用する場合は、緊急標識又は標旗を使用するものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表 略

○山梨県災害救助法施行細則（別表）

最近改正 平成18年5月30日規則第33号

第1 救助の程度、方法及び期間

1 収容施設の供与

(1) 避難所

ア 避難所に収容することができる者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

イ 避難所は、学校、公民館等既存の建物を利用して開設することを原則とする。ただし、適当な建物が得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により開設することができる。

ウ 避難所を設置するために支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、100人1日当たり30,000円以内の額とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

エ 避難所の設置が冬季（10月から3月まで）の場合は、別に定める額を前項の額に加算する。

オ 避難所を開設することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

ア 応急仮設住宅に収容することができる者は、住家が全滅、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、みずからの資力では住宅を得ることができないものとする。

イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,342,000円以内とする。

ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。この場合の1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、イにかかわらず知事が別に定める。

エ 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要するものを数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置できる。

オ 応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から20日以内に着工し、すみやかに工事を完成しなければならない。

カ 応急仮設住宅を供与することができる期間は、建築工事が完了した日から2年以内とし、これを処分しようとするときは、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

キ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これに収容することができる。

2 たき出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) たき出しその他による食品の給与

ア たき出しその他による食品の給与は、避難所に收容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行なう。

イ たき出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ たき出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,010円以内とする。

エ たき出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行なう。

イ 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域の通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態になったものを含む。）若しくは船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行なう。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行なう。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食品

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することのできる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
	夏季	4月から9月まで	17,200円	22,100円	32,600円	39,000円	49,500円
冬季	10月から3月まで	28,400円	36,700円	51,200円	60,100円	75,400円	10,300円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により被害を受けた世帯

季別	世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
	夏季	4月から9月まで	5,600円	7,500円	11,300円	13,700円	17,400円
冬季	10月から3月まで	9,000円	11,900円	16,800円	19,900円	25,200円	3,300円

(4) 3の(3)の季別区分は、災害発生の日をもって決定する。

(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとし、救護班によって行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行なうことのできる範囲の施術を含む。）を行なうことができる。

イ 医療は、次の範囲内において行なう。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

ウ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

エ 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の方法を失った者に対して行なう。

イ 助産は、次の範囲内において行なう。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合には、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額とすること。

エ 助産を実施することのできる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 災害にかかった者の救出

(1) 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明

の状態にある者を捜索し、救出するものとする。

(2) 災害にかかった者の救出のために支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 災害にかかった者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 災害にかかった住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊又は半焼し、みずからの資力では応急修理をすることができない者に対して行なう。

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し現物をもって行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、1世帯当たり500,000円以内とする。

(3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

7 生業に必要な資金の貸与

(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行なう。

(2) 生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行なう。

(3) 生業に必要な資金を貸与することができる金額は、次の範囲内の額とする。

ア 生業費 1件当たり 30,000円

イ 就職支度金 1件当たり 15,000円

(4) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。

ア 貸与期間 2年以内

イ 利子 無利子

(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある小学校児童（盲学校、ろう学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行なう。

(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行なう。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第131号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり4,100円

(イ) 中学校生徒 1人当たり4,400円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり4,800円

(4) 学用品を給与することができる期間は、災害発生の日から教科書については、1箇月以内その他の学用品については、15日以内とする。

9 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について死体の応急的処理程度のものを行なう。

(2) 埋葬は、次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

ア 棺（附属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、一体当たり大人199,000円以内、小人159,200円以内とする。

(4) 埋葬は災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の捜索

(1) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行なう。

(2) 死体の捜索のため支出することができる費用は、舟艇その他捜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 死体の捜索をすることができる期間は災害発生の日から10日以内とする。

11 死体の処理

(1) 死体の処理は、災害の際死亡したのものについて死体に関する処理（埋葬を除く。）を行なう。

(2) 死体の処理は、次の範囲内において行なう。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 死体の一時保存

ウ 検案

(3) 検案は、原則として救護班によって行なう。

(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,300円以内とする。

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、1体当たり5,000円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要

な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

エ 死体の処理をすることができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつみずからの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行なう。

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費とし、1世帯当たり137,000円以内とする。

(3) 障害物の除去のできる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。

ア 被災者の避難

イ 医療及び助産

ウ 災害にかかった者の救出

エ 飲料水の供給

オ 死体の搜索

カ 死体の処理

キ 救済用物資の整理配分

(2) 救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第2 実費弁償

令第11条の規定による実費弁償のために支出することができる費用は、次に掲げる限度を超えることができない。

1 令第10条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 17,400円

イ 薬剤師 1人1日当たり 11,900円

ウ 保健師、助産師及び看護師 1人1日当たり 11,400円

エ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 17,200円

オ 大工、左官及びとび職 1人1日当たり 20,700円

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のオからオまでに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額

(3) 旅費

一般職の職員の旅費の例による。

2 令第10条第5号から第10号までに規定する者

当該業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料として、その100分の3の額を加算した額

〔協 定〕

○環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定

環富士山火山防災連絡会（以下「連絡会」という。）を構成する山梨県側市町村の富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、身延町と静岡県側市町の沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町、芝川町（以下「構成市町村」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、構成市町村内に富士山火山災害、地震災害、風水害その他の災害が発生し、又は発生することがあらかじめ予想される場合において、構成市町村が相互に応援・協力することにより、被災した市町村又は被災があらかじめ予想される市町村（以下「被災市町村等」という。）に対して、迅速な応援を行うことで、地域住民はもとより、登山者及び観光客の安全に資することを目的とする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 被災が予想される圏域外への避難誘導活動
- (2) 被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救出・救護活動
- (3) 被災者等受入施設の提供
- (4) 被災者等への食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (5) 被災市町村等災害対策本部等の設置に対する施設の提供
- (6) 応急復旧活動
- (7) 長期の避難生活が見込まれる被災者等（以下「長期避難生活世帯」という。）への（仮設）住宅の提供
- (8) 長期避難生活世帯の児童・生徒の受入れ
- (9) 災害ボランティアのあっせん
- (10) 前各号の活動に必要な人材の派遣並びに資機材及び車両の提供
- (11) その他要請のあった事項

（相互応援）

第3条 応援を要請された市町村（以下「応援市町村」という。）は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

（連絡担当部局）

第4条 構成市町村は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援要請手続）

第5条 被災市町村等の長が他の構成市町村の長に応援を求める場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、衛星電話等をもって要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を要請する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請する事項
(派遣された職員の指揮)

第6条 応援のために派遣された職員（以下「応援職員」という。）は、原則として被災市町村等の長の指揮の下に活動するものとする。

(応援の自主出動)

第7条 構成市町村は、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）との通信の途絶等により連絡がとれない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的判断により被災地に対し応援を行うことができる。

2 自主出動した構成市町村は、情報収集を行うとともに、被災市町村に応援内容と情報の提供をできるだけ早期に行うよう努める。

3 第1項の規定により職員を派遣した場合には、被災市町村から第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要する経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、被災市町村等で負担するものとする。

2 被災市町村等が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市町村等から要請があった場合には、応援市町村は、当該経費を一時立替支弁するものとする。

3 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町村の負担とする。

4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災市町村等がその損害を賠償する。

5 前各項に定めるもののほか、応援に係る経費の負担については、被災市町村等及び応援市町村が協議して定める。

(平常時における火山防災相互協力)

第9条 構成市町村は、平常時における火山災害の防災対策の充実や防災意識の啓発等を図るため、連絡会規約の所掌事項について相互に協力するものとする。

(市町村合併による取扱い)

第10条 構成市町村が合併した場合は、合併した市町村がこの協定を継承するものとする。

(実施の細目)

第11条 この協定実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、構成市町村が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第12条 この協定は、平成18年5月10日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書16通を作成し、各市町村長署名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年5月10日

山梨県側市町村

富士吉田市長	萱沼俊夫
西桂町長	前田勝弘
忍野村長	天野康則
山中湖村長	高村忠久
富士河口湖町長	小佐野常夫
鳴沢村長	渡邊建一
身延町長	依田光弥

静岡県側市町

沼津市長	斎藤衛
三島市長	小池政臣
富士宮市長	小室直義
富士市長	鈴木尚
御殿場市長	長田開蔵
裾野市長	大橋俊二
長泉町長	遠藤日出夫
小山町長	長田央
芝川町長	臼井進

○富士北麓災害時の相互応援に関する協定

富士山火山防災協議会を構成する富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、上九一色村、下部町（以下「構成市町村」）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、構成市町村内に富士山火山災害、地震災害及び風水害その他の災害が発生し、又は発生することが予め予想される場合について、構成市町村で相互に応援・協力することにより、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」）に対して、迅速な救助・救護活動及び避難活動を確保することで、地域住民はもとより、登山者及び観光客の安全に資することを目的とする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 被災者収容施設の提供
- (2) 圏外避難のための被災者に対する避難誘導
- (3) 救援・救助活動及び避難活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者の食料、飲料水、生活必需品の提供
- (5) 救出、応急復旧に必要な資機材の提供
- (6) 災害を受けた市町村の災害対策本部設置に対する施設の提供
- (7) 長期被害に及ぶ場合の被災者の（仮設）住宅提供
- (8) 救出・救護及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (9) 災害ボランティアのあっせん
- (10) 長期被害に及ぶ場合の児童・生徒の受入れ
- (11) 前号に掲げるもののほか、要請のあった事項

（相互応援）

第3条 応援を要請された市町村（以下「応援市町村」）は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

（連絡担当部局）

第4条 構成市町村は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援要請手続）

第5条 災害を受けた市町村の長が他の市町村長に応援を求める場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、衛星電話等により連絡担当部局へ応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を要請する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請の合った事項

（派遣された職員の指揮）

第6条 応援のために派遣された職員は、原則として被災市町村の長の下に活動するものとする。

(応援の自主出動)

第7条 災害が発生し、被災市町村との通信の途絶等により連絡がとれない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、被災地に自主的判断により応援を行うことができる。

2 被災地に自主出動した市町村は情報収集を行うとともに、被災市町村に応援内容と情報の提供をできるだけ早期に連絡できるよう努める。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要する経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、被災市町村で負担するものとする。

2 応援市町村が第1項に規定する経費を支弁するいとまがないときは、被災市町村の求めにより応援市町村は、当該費用を一時立替支弁するものとする。

3 応援職員が応援業務による負傷、疾病または死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町村の負担とする。

4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災市町村が賠償の責めに任ずる。

5 前4項に定めるもののほか、応援にかかる経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

(平常時における火山防災相互協力)

第9条 構成市町村は、平常時における火山災害の防災対策の充実や防災意識の啓発等を図るため、次の各号に掲げる事業について相互に協力するものとする。

- (1) 火山災害合同防災訓練の実施及び参加
- (2) ハザードマップの見直し検討の継続
- (3) 防災関係資料及び情報の提供
- (4) 住民に対する火山防災の啓発活動
- (5) その他必要と思われる事業の実施及び参加

(市町村合併による取扱い)

第10条 構成市町村が合併した場合は、合併した市町村がこの協定を継承するものとする。

(実施の細目)

第11条 この協定実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、構成市町村が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第12条 この協定は、平成15年12月11日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書8通を作成し、各市町村長署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成15年12月11日

富士吉田市長	萱 沼 俊 夫
西 桂 町 長	前 田 勝 弘
忍 野 村 長	天 野 康 則
山 中 湖 村 長	高 村 朝 次

富士河口湖町長	小佐野 常 夫
鳴 沢 村 長	小 林 孝 敏
上九一色村長	小 林 實
下 部 町 長	土 橋 金 六

○富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議に参加する市町村（以下「協定市町村」という。）は、いずれかの協定市町村の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を受けた若しくは受けるおそれのある協定市町村（以下「被災市町村」という。）が、独自では十分な応急措置が実施できない若しくは実施できないと判断される場合に、災害対策基本法第67条に規定する趣旨に基づき、相互に応援協力し、被災市町村の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 被災者を一時受入れるための施設の提供
- (4) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の要請)

第3条 被災市町村は応援の要請をするときは、別に定める実施細目に基づいて行うものとする。

(自主的活動)

第4条 災害の際に通信途絶等により被災市町村から前条の要請がない場合は、他の協定市町村は、自主的に応援に必要な活動を実施することができるものとする。

なお、自主的な応援活動の実施に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、原則として被災市町村の負担とする。

- 2 被災市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市町村から要請があった場合は、応援する協定市町村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(指揮権)

第6条 被災市町村から応援要請を受け派遣された職員は、現地に到着後、被災市町村の長の指揮下にて活動するものとする。

(災害補償等)

第7条 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市町村の負担とする。

- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援する協定市町村が賠償の責めを負うものとする。
- 3 前各項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費は、被災市町村及び応援する協定市町村が協議して定めるものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、協定市町村が別に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定並びに水防に係る応援に関し締結した協定を排除するものではない。

(実施細部)

第9条 この協定に定めるもののほか、相互応援の実施に関し必要な事項は別に定める実施細目による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、当該協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議会長市町村への同意書の提出をもって、協定が成立したものと見なす。

平成18年11月30日

静岡県	沼津市	神奈川県	小田原市
静岡県	熱海市	神奈川県	南足柄市
静岡県	三島市	神奈川県	中井町
静岡県	富士宮市	神奈川県	大井町
静岡県	伊東市	神奈川県	松田町
静岡県	富士市	神奈川県	山北町
静岡県	御殿場市	神奈川県	開成町
静岡県	下田市	神奈川県	箱根町
静岡県	裾野市	神奈川県	真鶴町
静岡県	伊豆の国市	神奈川県	湯河原町
静岡県	河津町	山梨県	富士吉田市
静岡県	南伊豆町	山梨県	身延町
静岡県	松崎町	山梨県	道志村
静岡県	函南町	山梨県	西桂町
静岡県	清水町	山梨県	忍野村
静岡県	長泉町	山梨県	山中湖村
静岡県	小山町	山梨県	鳴沢村
静岡県	芝川町	山梨県	富士河口湖町
静岡県	富士川町		

○富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互 応援に関する協定書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(連絡担当部局の設置)

第2条 協定市町村は、災害時の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名・連絡先等必要な事項を次条に規定する代表応援調整市町村に別表1により報告し、代表応援調整市町村はそれを取りまとめの上、他の協定市町村に周知するものとする。

(応援調整市町村等の設置)

第3条 協定市町村は、大規模災害時に被災市町村の被災状況に関する情報が錯綜し、十分な応援活動が実施できない場合も想定し、円滑に応援活動を実施するため、協定市町村を別に定める地域（以下「ブロック」という。）に区分し、各ブロックに応援調整市町村を定めておくものとする。

2 前項に規定するブロックは、静岡県、神奈川県、山梨県の各県を単位とする。

3 応援調整市町村は、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議の会長及び副会長市町村をもって充てるものとする。

4 応援調整市町村が被災等によりその事務を遂行できない場合に備え、各ブロックに副応援調整市町村を定めておくものとする。

5 副応援調整市町村は、各ブロックの応援調整市町村以外の協定市町村の互選により選定するものとする。

6 応援調整市町村及び副応援調整市町村（以下「応援調整市町村等」という。）の任期は、原則として1年とする。

7 応援調整市町村は、各ブロックの次年度の応援調整市町村等を定めたときは、その協定市町村名を別表2により毎年3月末日までに富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議の会長市町村である応援調整市町村（以下「代表応援調整市町村」という。）に報告するものとする。

8 代表応援調整市町村は、前項の報告を受けた場合には、取りまとめの上、速やかに、協定市町村に周知するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 協定第3条に規定する応援の要請は、次の事項を明らかにし、第2条の連絡担当部局を通じて別に定める様式により文書にて応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合にあっては、口頭、電話又は電信（ファックス・メール等）により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援場所及び応援場所への経路

(3) 協定第2条第1号及び第2号に掲げる応援を要請するときは、物資の品名、数量等

(4) 協定第2条第3号に掲げる応援を要請するときは、被災者の人数

(5) 協定第2条第4号に掲げる応援を要請するときは、職員の職種別人員及び派遣期間

(6) 前号各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

- 2 前項の応援要請を受けた協定市町村は、その内容について、速やかに、第3条に規定する自らが属するブロック（以下「ブロック内」という。）の応援調整市町村等へ報告するものとする。
- 3 応援要請を受けた協定市町村から、前項の規定に基づく報告を受けた応援調整市町村等は、その内容について、ブロック内の協定市町村及び他の応援調整市町村等へ周知するものとする。
- 4 前項の規定に基づく連絡を受けた応援調整市町村等は、その内容について、ブロック内の協定市町村へ周知するものとする。

（応援の実施）

第5条 第4条第1項の規定による応援要請を受けた協定市町村は、可能な限りこれに応じ、応援に努めるものとする。

- 2 前項の規定により応援する協定市町村は、災害直後、職員等を派遣する場合には、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

（自主的活動）

第6条 災害の際に通信途絶等により被災市町村から第4条の規定に基づく要請がなく、かつ、被災市町村と連絡ができない場合には、協定市町村は、被災市町村からの応援要請に備え、次の各号により自主的に活動するものとする。

- (1) 応援調整市町村等は、必要に応じ、応援調整市町村等が属するブロックの県とも連携し、ブロック内の被災市町村の被害状況について、速やかに、情報収集するとともに、その内容をブロック内の協定市町村及び他の応援調整市町村等へ周知するものとする。
- (2) 前号の規定に基づく連絡を受けた応援調整市町村等は、その内容をブロック内の協定市町村へ周知するものとする。
- (3) 第1号又は第2号の規定に基づく連絡を受けた協定市町村は、自らが可能な応援内容についてブロック内の応援調整市町村等に報告するものとする。

（訓練等の実施）

第7条 協定市町村は、協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練や情報交換等を実施するものとする。

（協定書の見直し）

第8条 協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については代表応援調整市町村が行うものとする。

この実施細目は、平成18年11月30日から施行する。

別表第1、2 略

○山梨県常備消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、消防本部、消防署を置く市、町及び一部事務組合（以下「組合等」という。）の管轄区域内において大規模な火災・事故その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における消防相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、災害発生地 of 組合等（以下「受援組合等」という。）の長が、次のいずれかの該当する場合に、他の協定組合等（以下「応援組合等」という。）の長に行うものとする。

- (1) その災害が応援組合等の管轄区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合。
- (2) 受援組合等の消防力によっては、防ぎよ、救助等が著しく困難と認める場合。
- (3) その災害を防除するため、応援組合等の保有する機械器具等を必要と認める場合。

2 前項に規定する応援要請は、次の事項を明確にして電話等により行うものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 要請する人員、機械器具等の種別及び数量
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第3条 応援組合等の長が、前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない限り応援を行うものとする。

2 応援組合等の長は、応援隊を派遣するときは、出発時刻、出動人員、機械器具等の種別及び数量、到着予定時刻等を、また、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに受援組合等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第4条 応援隊の指揮は、受援組合等の現地最高責任者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接隊員に行うことができる。

(報告義務)

第5条 応援隊の長は、応援消防活動の結果を現地最高責任者に、また、受援組合等の長は、災害の概要を消防活動終了後速やかに応援組合等の長に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援要請に要する経費の負担については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 応援隊の給与及び公務災害補償、機械器具等に要する費用は応援組合等が負担する。
- (2) 応援隊の消防活動が長時間にわたる場合の燃料補給及び食糧等に要する費用は、受援組合等が負担する。
- (3) 応援隊員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動中に生じたもの

については受援組合等が、また、往路、帰路に生じたものについては、応援組合等が、それぞれの賠償の責に任ずるものとする。

(4) 前3号に定める経費以外の経費については、当事者の協議により決定する。

(実施細目)

第7条 この協定の実施について必要な事項は、協定組合等の消防長が協議して定めるものとする。

(疑義の協議)

第8条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度協定組合等の協議により決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和61年6月1日から施行する。
- 2 この協定を証するため、本協定書10通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

甲府地区広域行政事務組合管理者
都 留 市 長
富士五湖消防組合管理者
大 月 市 長
峡北広域行政事務組合代表理事
東八代広域行政事務組合代表理事
峡南広域行政組合代表理事
東山梨消防組合管理者
上 野 原 町 長
峡西消防組合管理者

○山梨県消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、山梨県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、山梨県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断する場合に、山梨県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

2 応援要請は、山梨県総務部消防防災課消防防災航空担当（以下「消防防災航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊の隊員（以下「航空隊員」という。）の指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めるときは、その旨現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防用無線局の管理及び運用)

第7条 山梨県は、第4条に基づく応援要請の活動を行うに当たり、要請市町村等との連携を緊密にするため、航空機及び消防防災航空隊に消防用無線局を整備するものとする。

2 前項の無線局の管理及び運用については、別に定める山梨県消防防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から航空隊員を派遣している市町村等の長に対し、山梨県常備消防相互応援協定書（昭和61年6月1日施行。以下「相互応援協定」という。）第2条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づき応援に要する運航経費は、山梨県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第6条の規定にかかわらず、山梨県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、山梨県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成7年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書72通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成7年3月20日

甲府市丸の内一丁目6—1

甲 山梨県知事

天 野 建

乙 各市町村
消防管理者

○災害時における応急対策業務に関する細目協定書

山梨県山中湖村長（以下「甲」という。）と(社)山梨県建設業協会都留支部長（以下「乙」という。）とは、山梨県と(社)山梨県建設業協会との間で平成8年8月1日付けで締結した「災害時における応急対策業務に関する基本協定」第5条に基づき、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により甲の所管する道路、河川、砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止等の施設（以下「公共土木施設」という。）に被害が発生した場合、又はその恐れがある場合の応急対策業務の実施に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法及び山梨県地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はその恐れがある場合に社会の混乱を防止し、円滑な県民の救出活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て公共土木施設の被害状況を把握するとともに、工事請負契約に先立つ協力要請により、公共土木施設の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく山梨県災害対策本部が設置された場合又は地震、風水害その他の異常な自然現象によるもので、甲が公共土木施設の応急復旧を必要と認める場合の災害とする。

（災害応急対策協力者）

第3条 乙は、本協定に賛同できる協会員の中から災害応急対策協力者（以下「協力者」という。）を名簿に取りまとめ、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、協力者ごとの災害時出勤態勢として、人員編成及び建設資機材等の数量を取りまとめ「資機材・編成人員報告書」を前項の規定による名簿とともに甲に提出するものとする。

（災害応急対策区域）（別表）

第4条 甲は、地域の実情を考慮し必要と認める場合は、管内をいくつかの災害応急対策区域に分割するものとする。

2 災害応急対策区域は、応急復旧工事を施行する区域とし、甲は予め協力者の中から複数の災害応急対策区域担当者を定めるものとする。

3 甲は予め災害応急対策区域担当者の中から被災情報収集担当者を定め、個々の公共土木施設の被害状況を調査、収集する責任を明確にしておくものとする。

（被災情報の報告）

第5条 被災情報収集担当者は、災害の発生後速やかに甲の所管する施設の被害状況を調査し、甲に報告するものとする。

2 甲及び乙は、事前に両者の情報連絡網を定め、関係者に周知するものとする。

（工事施行者）

第6条 被災後、応急復旧工事が必要な箇所について、甲及び乙は、災害応急対策区域ごとに予め定めた複数の災害応急対策区域担当者の中から、災害応急復旧工事施工者を決定することができる。

（協力要請）

第7条 甲は、第1条の目的を達成するため、必要があると認めるときは、乙に対し協力要請書によ

り協力を要請する。

- 2 協力要請は、緊急を要する場合には、電話等の通信手段によることが出来ることとするが、この場合も遅滞なく協力要請書を取り交わすものとする。協力要請書は甲及び乙各1通を保有するものとする。

(工事の実施)

第8条 乙は、前条により甲の要請があったときは、第6条において決定した施工者により、甲の指示に従い速やかに応急復旧工事に着手するものとする。

- 2 前項の応急復旧工事の限度は、公共土木施設の機能確保に係る必要最小限度の工事とする。
- 3 施工者は、応急復旧工事の施工に当たっては、第3者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。
- 4 施工者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きをとるものとする。
- 5 施工者は、工事請負契約の根拠とするため、工事内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜応急復旧工事の進捗状況及び完成を甲に報告するものとする。

(請負契約の締結)

第9条 甲は、施工者から前条第5項により提出された資料をもとに、速やかに随意契約を締結するものとする。

(乙から甲への報告)

第10条 乙は、第3条の規定による協力者の名簿及び「資機材・編成人員報告書」について、その内容に変更が生じたとき、又は甲が特に報告を求めたとき及び4月1日に甲に報告するものとする。

(損害補償)

第11条 第7条の規定により、応急対策業務に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は疾病となった場合の本人又はその遺族に対する損害補償は、山梨県知事が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第71条第1項の規定により、協力命令を発したときに限り、災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和37年山梨県条例第55号）を適用する。

(協定の効力)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲・乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申し出のないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各自その一通を保有する。

甲 山梨県山中湖村

村長 高村 忠久

乙 社団法人山梨県建設業協会 都留支部

支部長 佐藤 和彦

別表第1（第4条関係）

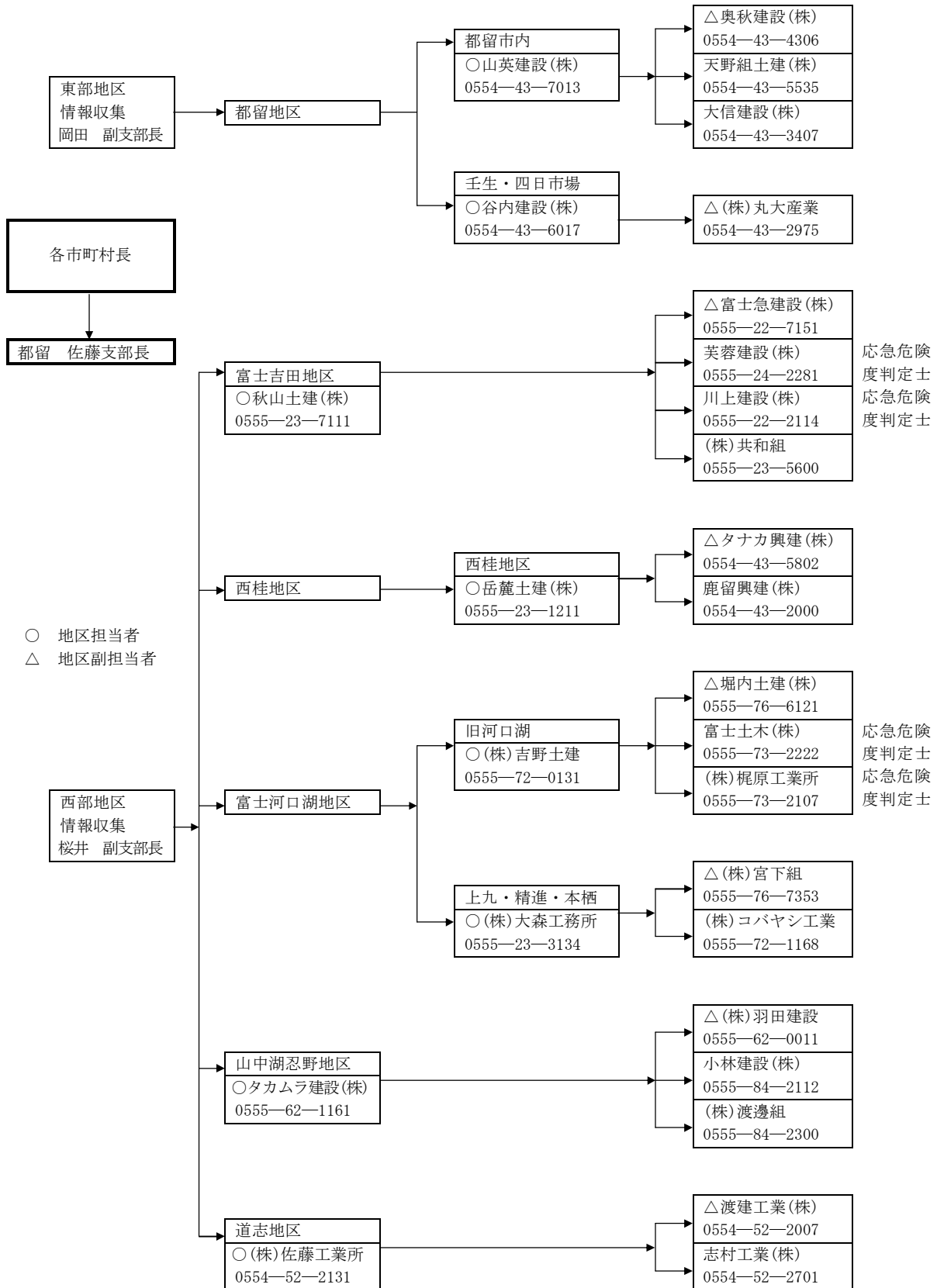
	会社名	所在地	代表者名	担当者名	連絡先
山中 忍野 地区	タカムラ建設(株)	南都留郡山中湖村山中862 —1	高村 春彦	高村 潔	090—4390—2333
	(株)羽田建設	南都留郡山中湖村山中811	羽田 順一	加々美春夫	090—3694—1725
	小林建設(株)	南都留郡忍野村内野471	小林 茂幸	小林 明仁	090—8732—0859
	(株)渡辺組	南都留郡忍野村内野795	渡辺 正美	渡辺 君男	090—8819—9394

別表第2 (第5条関係)

平成18年度都留支部緊急連絡網

TEL 0554-43-7111

FAX 0554-45-3147



○災害時における山中湖郵便局、山中湖村役場間の協力に関する覚書

山中湖郵便局長（以下「甲」という。）及び山中湖村村長（以下「乙」という。）は、山中湖村内に発生した地震その他による災害時において、相互の友情精神に基づき、山中湖村及び山中湖村内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、山中湖村内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。ただし、山中湖村内各区の状況に応じ迅速に対応する必要があるときは、山中湖村内各区長及び当該区を管轄する山中湖郵便局長が相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (3) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (4) 郵便局又は山中湖村が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (5) 甲は必要に応じ避難所に臨時に郵便差出箱を設置
- (6) その他前記(1)～(5)に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適性な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議をし、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 山中湖村の災害対策本部のメンバーに山中湖郵便局長が加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 山中湖村内の郵便局は、山中湖村若しくは各区、各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行

う。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては山中湖郵便局長、乙においては山中湖村総務課長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年11月19日

郵政省

山中湖郵便局長 吉屋 治史

山中湖村

村 長 高村 朝次

〔様 式〕

○自衛隊災害派遣要請依頼書

山梨県知事殿	平成 年 月 日
	発 信 者 名
	(山中湖村災害対策本部長)
自衛隊の災害派遣要請について (依頼)	
このことについて、次のとおり自衛隊の災害派遣を要請します。	
1 災害の情况及び派遣要請をする事由	
(1) 災害の状況 (特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)	
(2) 派遣を要請する事由	
2 派遣を希望する期間	
自 平成 年 月 日	
至 平成 年 月 日	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
(1) 派遣を希望する区域	
(2) 活動内容	
4 要請日時	
平成 年 月 日	
5 その他参考となるべき事項	
(1) 連絡場所及び連絡責任者	
・	
・	
・	
・	
・	

○消防防災航空隊出場要請書

直通電話 (0551) 20—3601

F A X (0551) 20—3603

1	要請団体	発信者
2	災害種別	(1) 救急 (2) 救助 (3) 火災 (4) 自然災害
3	要請内容	(1) 救急 (2) 救助 (3) 消火 (4) 偵察 (5) 物資輸送
4	発生場所 目標	(市・町・村) 目標
5	発生日時	年 月 日 曜日 時 分頃
6	事故概要又は 災害概要	
7	気象 (災害現場)	天候 風向 風速 m / s 気温 °C 視界 m (警報・注意報)
8	必要資機材	
9	出場先 臨着場	場所 (市・町 村) 番地 目標 (名称) 要請側病院名 病院
10	搬送先 臨着場	場所 (市・町 村) 番地 目標 (名称) 搬送先病院名 病院
11	傷病者等	住 所 氏 名 生年月日 年 月 日 歳 傷病名 程 度 重・中・軽 男・女
12	現地搭乗者	(有・無) 職名 氏名
13	地上指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン
14	他の航空機の 活動要請	(有・無) 機関名 機数 機
15	要請日時	年 月 日 曜日 時 分
※以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。		
1	航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン
2	到着予定時間	年 月 日 曜日 時 分
3	活動予定時間	時間 分
※その他の特記事項		
		受 信 者

○県指定に基づく報告様式

PAGE

(様式3-4-2)

市町村被害状況票		市町村名	
集計日時	月 日 時 分 現在	市町村名担当者名	
受信番号 (地域県民センター)		受信者 (地域県民センター)	
受信日時	月 日 時 分	受信方法	電話 FAX その他
1 人的被害	死者	重傷	軽傷 行方不明
2 物的被害 (棟)	全壊 床上浸水	半壊 床下浸水	一部破損 非住家床上 非住家床下
3 火災(棟)	全焼	半焼	部分焼 火災発生件数
4 被害概況			
5 道路			
6 橋梁			
7 河川			
8 崖崩れ			
9 電話			
10 電気			
11 ガス			
12 水道			
13 鉄道			
14 バス			
15 避難所			
16 へり関係			
17 教育			
18 農業			
19 応急対策			
20 その他			
21 応援要請	①消防(県内・緊消隊) ②自衛隊 ③警察 ④物資・資機材 ⑤その他		
○要請内容(いつ、どこへ、何を、どの位、手段)			
連絡先(住所等)		電話	担当者
22 避難状況	①勧告 ②指示 ③自主		
月 日 時 分	避難地域 避難先	世帯	人
月 日 時 分	避難地域 避難先	世帯	人
送付先	①総合調整班 ②総務班 ③情報収集班 ④通信班 ⑤報道班 ⑥県民相談班 ⑦物資調達班 ⑧建築物・ガレキ対策班 ⑨その他(部 課)	受信者 日 時	氏名 平成 年 月 日 時 分

※市町村→地方連絡本部(地域県民センター)→災害対策本部情報収集班

市町村災害対策本部等設置状況・
職員参集状況票

		市町村名	
集計 時点	月 日 時 分 現在	市町村担当者名	
受信番号 (地域県民センター)		受信者 (地域県民センター)	
受信 日時	月 日 時 分	受信方法	電話 FAX その他
災害対策本部設置		設 置	平成 年 月 日 時 分
		解 散	平成 年 月 日 時 分
		設置場所	
		電話	FAX
職員参集状況		人	

※市町村→地域県民センター（集計）→災害対策本部情報収集班

市町村職員参集状況

市町村名

担当者名

(年 月 日 : 現在)

集計時点 (○で囲む)

- ・ 注意情報 (第 1・2・3 報) 発表時点
- ・ 注意情報 (第 1・2・3 報) 発表後 2 時間経過時点
- ・ 警戒宣言発令時点
- ・ 警戒宣言発令後 2 時間経過時点
- ・ 警戒宣言発令後 6 時間経過時点

職員参集状況 (人)

※地震災害警戒本部 (市町村) → 地方連絡本部 (地域県民センター)

地震防災応急対策実施等状況票

(様式 4-6-1)

(第 報)

市町村名 地域振興局名		報告日時	平成 年 月 日 時 分
実施(集計)時点	注意情報発表 以後	実施 (集計) 日時	平成 年 月 日 時 分現在
	警戒宣言 発令以後		
1 人的被害			
2 物的被害(棟)			
3 火災(棟)			
4 被害概況			
5 道路			
6 橋梁			
7 河川			
8 崖崩れ			
9 電話			
10 電気			
11 ガス			
12 水道			
13 鉄道			
14 バス			
15 避難所			
16 ヘリ関係			
17 教育			
18 農業			
19 市町村体制			
20 振興局体制			
21 その他			

※市町村本部→地方連絡本部→県本部

報告者

電話

FAX

○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式

第1号様式

災 害 報 告

都道府県		山 梨 県		区 分		番号	被 害			
災害者		年 月 日 第 報		そ	田	流出・埋没	ha	22		
年月日		確 定			畑	冠 水	ha	23		
報告者名					文 教 施 設	箇所		26		
区		分	番号		被 害	病 院	箇所		27	
人的被害		死 者	人		1	道 路	箇所		28	
		行 方 不 明	人	2	橋 梁	箇所		29		
		危 傷 者	重 傷	人	3	河 川	箇所	30		
			軽 傷	人	4	港 湾	箇所	31		
住		全 壊	棟	5	砂 防	箇所		32		
			世帯	6	清 掃 施 設	箇所		33		
		半 壊	人	7	崖 崩 れ	箇所		34		
			棟	8	鉄 道 不 通	箇所		35		
		一 部 破 損	世帯	9	被 害 船 舶	隻		36		
			人	10	水 道	戸		37		
		床 上 浸 水	棟	11	電 話	回線		38		
			世帯	12	電 気	戸		39		
		床 下 浸 水	人	13	ガ ス	戸		40		
			棟	14	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		41		
		非 住 家	世帯	15	社 会 福 祉 施 設	戸		42		
			人	16	ガ ー ド レ ー ル	箇所		43		
		棟	17	罹 災 世 帯 数	世帯		44			
		世帯	18	罹 災 者 数	人		45			
		人	19	火 災 発 生	建 物	件	46			
		棟	20	危 険 物	件	47				
		棟	21	そ の 他	件	48				

区	分	番号	被 害	都 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称	
公 共 文 教 施 設	千円	49		災 害 対 策 本 部	設 置	年 月 日 時
農 林 水 産 業 施 設	千円	50			解 散	年 月 日 時
公 共 土 木 施 設	千円	51			設 置 市 町 村 名	
そ の 他 の 公 共 施 設	千円	52				
小 計	千円	53		適 用 市 町 村 名		
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団 体	54				
そ の 他	農 産 被 害	千円	55	災 害 救 助 法	計	団 体
	林 産 被 害	千円	56			
	畜 産 被 害	千円	57			
	水 産 被 害	千円	58			
	商 工 被 害	千円	59			
そ の 他	千円	60		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人	
被 害 総 額	千円	61		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人	
災害発生場所						
災害発生年月日						
災害の概況						
消防機関の活動状況						
その他（避難の勧告・指示の状況）						

第2号様式

災 害 中 間 年 報

都道府県名

区 分		災 害 名							計
		発生年月日							
人的被害	死者		人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊		棟						
			世帯						
			人						
	半壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部破損		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
床下浸水		棟							
		世帯							
		人							
非住家	公共建物		棟						
	その他		棟						
り 災 世 帯 数			世帯						
り 災 者 数			人						
被害総額			千円						
公立文教施設			千円	()	()	()	()	()	
農林水産業施設			千円	()	()	()	()	()	
公共土木施設			千円	()	()	()	()	()	
その他の公共施設			千円	()	()	()	()	()	
その他被害			千円						
消防職員出動延人数			人						
消防団員出動延人数			人						
都道府県 災害対策本部	設置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	解散		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	

第3号様式

災 害 年 報

災 害 名		都道府県名		計	
区 分	発生年月日	発生年月日	発生年月日	発生年月日	発生年月日
人的被害	死者	人	人		
	負傷者	人	人		
住家被害	全壊	棟	棟		
	半壊	棟	棟		
家被	一部破損	棟	棟		
	床上浸水	棟	棟		
床下	浸水	棟	棟		
	冠水	棟	棟		
非住家	公共建築物	棟	棟		
	その他	棟	棟		
田	流失・埋没	ヘクタール	ヘクタール		
	冠水	ヘクタール	ヘクタール		
畑	流失・埋没	ヘクタール	ヘクタール		
	冠水	ヘクタール	ヘクタール		
学	校舎	箇所	箇所		
	病室	箇所	箇所		
道	橋	箇所	箇所		
	河	箇所	箇所		
港	砂防	箇所	箇所		
	清	箇所	箇所		
屋	鉄	箇所	箇所		
	被	箇所	箇所		
水	船舶	隻	隻		
	運	隻	隻		
電	回線	回線	回線		
	戸	戸	戸		
ガ	ガス	箇所	箇所		
	その他	箇所	箇所		
火災発生	建物	件	件		
	その他	件	件		
り	災害世帯	世帯	世帯		
	り	世帯	世帯		
公	立文施設	千円	千円		
	農林共	千円	千円		
公	立文施設	千円	千円		
	農林共	千円	千円		
小	計	千円	千円		
	計	千円	千円		
公	共施設	千円	千円		
	共施設	千円	千円		
農	産被	千円	千円		
	林産被	千円	千円		
書	産被	千円	千円		
	水産被	千円	千円		
商	工被	千円	千円		
	工被	千円	千円		
そ	の	千円	千円		
	の	千円	千円		
被	害	千円	千円		
	害	千円	千円		
都	道府	千円	千円		
	都道府	千円	千円		
村	策本部	千円	千円		
	策本部	千円	千円		
災	害	千円	千円		
	害	千円	千円		
消	防	千円	千円		
	防	千円	千円		
消	防	千円	千円		
	防	千円	千円		

○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式

第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) (月 日 時 分)		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 負傷者 重症 中等症 軽症	人 人 人 人	死者の生じた理由			
建物の概要	構造		建築面積			
	階層		延べ面積			
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや	棟 棟 棟 棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
			計棟		建物焼損表面積	m ²
					林野焼損面積	a
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他		人			
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	(レイアウト第1種、第1種、第2種、その他)			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1 危険物 4 可燃性ガス 7 その他 ()	2 指定可燃物 5 毒劇物	3 高压ガス 6 RI等	物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ()				
施設の概要		危険物施設の区分			
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)		
		{ 重症 中等症 軽症	人 (人)		
			人 (人)		
			人 (人)		
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
	その他		人		
		消防本部(署)	台		
		消防団	台		
		海上保安庁	人		
		自衛隊	人		
	その他	人			
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救助・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事 故 災 害 別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急処理事態
発 生 場 所				
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	覚 知 方 法		
事 故 等 の 概 要				
死 傷 者 等	死者 (性別・年齢)	計 人	負傷者等	人 (人)
			{ 重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
	不 明	人		
救 助 活 動 の 要 否				
要 救 護 者 数 (見 込)		救 助 人 員		
消 防 ・ 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況				
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況				
そ の 他 参 考 事 項				

(注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 _____

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

災害名 _____ (第 報)

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県			区分被害			区分被害			区分被害			区分被害																																																											
災害名 報告番号			災害名 第報 (月日時現在)			田 流出・埋没 ha 冠水 ha			公立文教施設 千円			農林水産業施設 千円			公共土木施設 千円			その他の公共施設 千円			小計 千円			公共施設被害市町村数 団体			災害等の設置状況			都道府県			市町村																																						
																																				報告者名			畑 流出・埋没 ha 冠水 ha			文教施設 箇所			病院 箇所			道路 箇所			橋りょう 箇所			河川 箇所			港湾 箇所			砂防 箇所			清掃施設 箇所			崖くずれ 箇所			鉄道不通 箇所		
区			分			被害			区			分			被害			区			分			被害			災害等の設置状況			都道府県			市町村																																						
人的被害			死者 人			行方不明者 人			重傷 人			軽傷 人			住家被害			全壊 棟			世帯 人			半壊 棟			世帯 人			一部破損 棟			世帯 人			床上浸水 棟			世帯 人			床上浸水 棟			世帯 人			床上浸水 棟			世帯 人			公共建物 棟			その他 棟														
住家被害			全壊 棟			世帯 人			半壊 棟			世帯 人			一部破損 棟			世帯 人			床上浸水 棟			世帯 人			床上浸水 棟			世帯 人			公共建物 棟			その他 棟			火災発生			建物 件			危険物 件			その他 件																							
備考			災害発生場所			災害発生年月日			災害の種類概況			応急対策の状況			消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況			避難の勧告・指示の状況			避難所の設置状況			他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況			自衛隊の派遣要請、出動状況			災害ボランティアの活動状況			消防職員出動延人数 人			消防団員出動延人数 人			計 団体																																
被害総額 千円			その他 千円			被害総額 千円			消防職員出動延人数 人			消防団員出動延人数 人			計 団体																																																								

※被害額は省略することができるものとする。

様式 3

救助活動の種類別実施状況

市町村名		保健福祉事務所名	
		報告年月日・時刻	
		平成 年 月 日 時 分	
救助の種類	救助の内容等	救助の種類	救助の内容等
(1) 避難所の設置	①設置箇所数 (箇所)	(5) 死体の搜索	①搜索月日 月 日 時～ 月 日 時
	②避難者数 (世帯 人)		②搜索対象
(2) 炊き出しその他 食品の給与	③避難所別の内訳 (/ 世帯 人)	(6) 死体の処理 (洗浄、縫合) (検案、安置)	③搜索地域
	(/ 世帯 人)		④搜索方法 (具体的)
	(/ 世帯 人)	①処理月日 月 日 時～ 月 日 時	
	(/ 世帯 人)		②処理件数 大人 (12歳以上) 体
	(/ 世帯 人)		子供 (12歳未満) 体
	(/ 世帯 人)		③検索者
	(/ 世帯 人)		④安置場所 () 体
(/ 世帯 人)	() 体		
(/ 世帯 人)	() 体		
(3) 飲料水の供給	給水車～ 台 (月 日 ～ 月 日) 延 L	(7) 埋 葬	①埋葬月日 月 日 時～ 月 日 時
	ペットボトル～ 本 (月 日 ～ 月 日) 延 L		②埋葬者数 人
	ろ過器～ 器 (月 日 ～ 月 日) 延 L		(8) 学用品支給
(4) 災害を受けた者の 救出	①作業月日 月 日 時～ 月 日 時	②支給状況 中学生 人 小学生 人	
	②地区名	(9) 障害物の除去 (居宅内の)	①作業月日 月 日 時～ 月 日 時
	③救出人員 世帯 名		②作業箇所 箇所
	④救出方法 (具体的)	(10) 家屋の応急修 理	③作業方法
	①修理月日 月 日 時～ 月 日 時		
		②修理家屋 箇所	
		③修理方法	

様式 4

被災世帯調査原票

市町村名 ()

調査責任者職氏名 印

立会人職氏名 印

整理番号NO

年 月 日現在

世帯主氏名						住 所						避 難 先			
被 害 程 度		全壊・全焼・流失・半焼・半壊・床上浸水・床下浸水・一部破損						状 況							
応急救助を必要とする家族の状況	氏 名	続 柄	性別	年齢	職 業	学校名・学年	死亡	行方不明	重傷	軽傷	妊娠	備 考			
	1														
	2														
	3														
	4														
	5														
	6														
	7														
小 計															
被害にあった住家		棟 (自家、借家)				被害にあった非住家				棟 (自家、借家)					
食料、家財等の滅失状況		①食料		②炊事用具		③被服類		④寝具類		⑤その他					
課税の状況		非課税 ・ 均等割 ・ 所得割						調査責任者の意見							
世帯類型		被保護 ・ 身障 ・ 老人 ・ 母子 (父子) ・ 要保護 ・ その他													
必要な救助		避難所・応急仮設住宅・炊き出し・飲料水・被服寝具・医療・助産・救出・住宅応急修理 学用品・埋葬・死体搜索・死体処理・障害物除去・災害弔慰金等・災害援護資金・その他 ()													

様式 5

救助の種目別物資受払状況

市町村名 ()

救助の種目別	年 月 日	品 名	単 位 呼 称	摘 要	受	払	残	備 考

注) 「救助の種目別欄」には、避難所用、炊出しその他による食品給与用、給水用機械器具燃料浄水用薬品・資材用、被服・寝具その他生活必需品用、医薬品衛生材料用、被災者救出用機械器具・燃料用、事務用燃料・消耗品用などを記入し、区分する。

様式 6

避難所設置及び収容状況

市町村名 ()

避難所の名称	種 別	開 設 期 間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備 考
					品 名	数 量		
	既存建物 屋外天幕	月 日 ~ 月 日						
計								

様式 7

応急仮設住宅台帳

市町村名 ()

応急仮設住宅番号	世帯主名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
		人									
計	世帯										

様式 8

炊き出し給与状況

市町村名 ()

炊出し場の 名称	月 日			月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額 円	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

様式11

救 護 班 活 動 状 況

○ ○ 救護班

班長：医 師 氏 名 印

月 日	活動した 市町村名	診 療 状 況		死 体 検案数	活動に伴い 故障、破損 した器具・ 器材の修繕 費	備 考
		患者数	措 置 の 概 要			
		人		人	円	
計						

様式12

病院診療所医療実施状況

市町村名 ()

診療 機関名	患者 氏名	診療期間 月 日	診療区分		診療報酬点数		金額 円	備考
			入院	通院	入院 点	通院 点		
計	機関	人						

様式13

助産台帳

市町村名 ()

分娩者名 氏名	分娩日 日	分娩時間 時	助産機関名	分娩期間 月 日 ～ 月 日	金額	備考
				月 日 ～ 月 日		
				月 日 ～ 月 日		
				月 日 ～ 月 日		
				月 日 ～ 月 日		
				月 日 ～ 月 日		
				月 日 ～ 月 日		
				月 日 ～ 月 日		
				月 日 ～ 月 日		
				月 日 ～ 月 日		
				月 日 ～ 月 日		
				月 日 ～ 月 日		
				月 日 ～ 月 日		
				月 日 ～ 月 日		
				月 日 ～ 月 日		

様式15

住宅応急修理記録簿

市町村名 ()

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
計	世帯			

様式19

死 体 処 理 台 帳

市町村名 ()

処 理 年月日	死体発見 の日時及 び 場 所	死 亡 者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理費			死体の 一 時 保 存 費	検案料	実支出額
			氏 名	続柄	品 名	数 量	金 額			
計		人								

様式20

障害物の除去状況

市町村名 ()

住家被害程度 区分	氏名	除去に要した 期間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備考
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
計	半壊・焼	世帯			
	床上浸水	世帯			

様式21

輸 送 記 録 簿

山 梨 県
市町村名 ()

輸送 月日	目 的	輸 送 区 間 (距離)	借 上 料			修 理 費					燃料 費	実支 出額
			使用車両等			故障車両等		修繕 月日	修 繕 費	故障 の 概要		
			種 類	台 数	金 額	登 録 番 号	所 有 者					
計												

山中湖村地域防災計画

平成19年3月31日

編集 山中湖村防災会議
発行 山中湖村
印刷 (株)ぎょうせい
